指定地域の指定(3条) ←→ 有明海・八代海等の再生に関する基本方針(4条)

主務大臣が、関係県の申請 に基づき、関係行政機関の 長に協議して指定

主務大臣が、関係県の意見を聴き、 関係行政機関の長に協議して策定

有明海・八代海等の再生に関する県計画(5条)

促進協議会(7条)

主務大臣、関係行政機関 の長及び関係県の知事

助成、支援(国)

- 国の補助の割合の特例(8~10条) 港湾・漁港の汚泥等のしゅんせつ 事業 $\rightarrow 1/2$ 覆砂、堆積物の除去等の漁場にお ける特定の漁港漁場整備事業
 - → ① 県の大規模事業 54~55% ② ①以外の事業 1/2 (令和13年度まで)
- 地方債の特例等(11条) (令和13年度まで)
- 資金の確保等(12条)

総合調査評価委員会 (24条~27条)

- 18条の調査結果に基づく有明海、 八代海再生の評価
- ・主務大臣への意見具申
- 関係行政機関への協力要請
- ・遂行状況の分かりやすい公表

関係県が、基本方針に基づき、指定地域に ついて策定。策定に当たっては、主務大臣 に協議し同意を得る(主務大臣は同意に当 たり関係行政機関の長に協議)

事業実施(6条)

(国、地方公共団体ほか)

再生措置(国、地方公共団体ほか)

- 水質等の保全(13条)
- 漂流物の除去、海岸漂着物の処理(14条)
- 河川の流況の調整(15条)
- 森林の保全・整備(16条)
- ・水産動物の種苗の放流(17条)
- ・酸処理剤の適正な使用(19条)

調査研究と体制整備等(18条)

- ・国、県による調査研究の実施と体制整備
- 汚濁負荷量削減に資する措置

支援·救済措置(国、地方公共団体)

- 水産業者に対する資金の確保、漁業被害の 回避措置等(21条)
- 漁業被害を受けた漁業者等の救済措置(22条) 知識の普及(国、地方公共団体)(23条)
- ○有明海・八代海等に隣接する海域において、新たに有明海・八代海の環境に起因 する赤潮等による漁業被害が発生した場合においては、対象海域の見直しを行う。 (平成23年改正附則)
 - (注1) 主務大臣は、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交 通大臣及び環境大臣である。
 - (注2) 関係県は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県及び鹿児島県である。 施行年月日:平成14年11月29日(平成23年8月12日、令和3年4月1日改正)